



# 個人情報漏洩保険

AIG損保



- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。



お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



サイバー攻撃など  
高まる情報漏洩リスクに対して、  
総合的にカバーします。

# はじめに

## 万一、貴社が保有する個人情報が漏洩したときに....

不正アクセスなどのサイバー攻撃、従業員による不正な持出しなどさまざまな原因により、個人情報などの情報漏洩事故が発生しています。なかでも標的型メール攻撃などのサイバー攻撃は完全に防ぐことは困難なりスクであり、もっとも大きな脅威となっています。

また、2016年1月のマイナンバー制度の運用開始に伴い事業者の個人情報管理はより高い注意義務が求められ、事故発生時の適切な危機管理対応がますます重要になっていくものと考えられます。

弊社では、個人情報を中心とする漏洩リスクに対する包括的なソリューションとして、「個人情報漏洩保険」をご用意しております。ここに商品の概要をご案内いたしますので、万一の企業防衛策として、何卒ご採用賜りまますようお願い申し上げます。

AIG損害保険株式会社

## ■「個人情報」の定義

2016年1月に運用が開始された、マイナンバーも個人情報に含まれます。

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録(※)に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、「個人識別符号」を除きます。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)

(※)電磁的記録とは、電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。)で作られる記録をいいます。

(2)「個人識別符号」が含まれるもの。「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- ② 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

## ■「個人情報漏洩」の定義

被保険者が、対象業務に係わり、所有、使用または管理する個人情報の漏洩(個人情報を含んだ媒体の紛失または盗難により漏洩したおそれのある場合を含みます。)をいいます。

## CONTENTS

はじめに	1	オプション特約のご説明	8
個人情報漏洩保険のプラン	2	ご注意事項	9
個人情報漏洩について	3	保険金のお支払いまでの流れについてのご案内	10
個人情報漏洩保険の補償イメージ	5	個人情報漏洩保険の概要	11
個人情報漏洩保険の特長	7		

# 個人情報漏洩保険のプラン

## 基本プラン

### 業務過誤賠償責任保険普通保険約款

#### 個人情報漏洩特約 (自動でセットします。)

個人情報漏洩により被害者から慰謝料請求などの損害賠償請求がなされた場合に要した、損害賠償金および争訟費用(弁護士費用、裁判所出頭費用等)を補償します。

#### 危機管理コンサルティング費用特約 (自動でセットします。)

個人情報漏洩による悪影響を最小化する目的で危機管理コンサルティングサービスを利用するのに要した費用(危機管理コンサルティング費用)を補償します。

(注)お支払限度額は、500万円です。

#### 危機管理実行費用特約 (この特約をセットせずにご契約いただくこともできます。)

個人情報漏洩による悪影響を最小化する目的で実施した危機管理対策に要した費用(危機管理実行費用)を補償します。

(注)10%の自己負担割合があります。お支払限度額は、5,000万円または個人情報漏洩特約のお支払限度額の10%のいずれか低い

金額です。

**貴社のニーズにあわせて、より手厚い補償をお選びいただけます。**

## オプションプラン

- 特許等知的財産権特約
- 企業情報漏洩特約
- クレジットカード番号等不正使用賠償責任特約
- 危機管理コンサルティング費用倍額支払特約
- 危機管理実行費用倍額支払特約
- 危機管理実行費用の自己負担割合不適用特約
- 労働者派遣事業賠償責任特約
- サイバー攻撃対応費用特約 (2019年4月1日改定)

## ■保険の補償を受けられる方(被保険者)

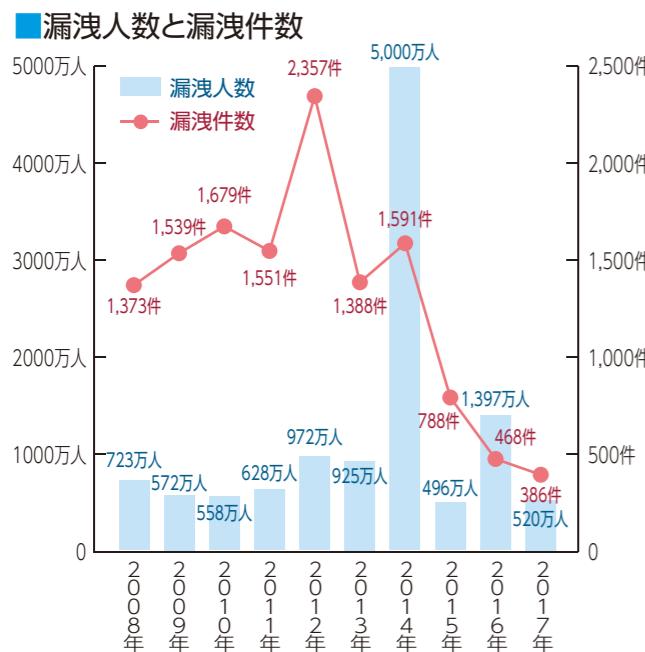
- ① 保険契約者および子会社(注)
- ② 保険契約者および子会社(注)の現在および過去の代表者、役員 等
- ③ 保険契約者および子会社(注)の従業員
- ④ 保険契約者または子会社(注)に派遣された派遣社員
- ⑤ 保険証券に記載された者
- ⑥ 上記② および③ に該当する被保険者の相続人および遺産に関する代理人

(注)保険証券に記載された子会社のみ対象となります。

# 個人情報漏洩について

## 1日あたり約4.6万人の個人情報が漏洩、大規模な漏洩事故はサイバー攻撃が原因!

過去5年間の個人情報の漏洩人数は約8,338万人、1日あたりにするなどと約4.6万人もの個人情報が漏洩している計算になります。また、2017年度の漏洩人数の多かった事故では上位10件のうち7件が不正アクセス(サイバー攻撃)によるものでした。引き続き標的型メール攻撃などを原因とする大規模な漏洩事故が発生しており、サイバー攻撃がもっとも大きな脅威になっていることがうかがえます。



引用: NPO法人 日本ネットワークセキュリティ協会  
2017年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書

## もしも、個人情報が漏洩してしまったら…

個人情報を1件でも漏洩せると、企業は事故対応をせまられます。対応を誤ると、企業イメージの低下や、取引先からの取引停止などにもつながりかねません。さらに、多くの被害者から感謝料などを損害賠償請求される可能性も否定できません。

### 個人情報100,000件を漏洩してしまった場合の想定損害額は?

例	事故対応に要するコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理コンサルティング費用 500万円</li> <li>お詫び状の作成・送付 1,000万円</li> <li>コールセンターの設置費用・人件費 1,000万円</li> </ul> <p>合計 4,000万円</p>
	賠償金・裁判費用	<p>過去の判例から、一人あたり10,000円程度の賠償金が予想されます。 万一、100,000人のうち10%の10,000人から損害賠償請求をうければ、1億円になります。 さらに、マイナンバー、履歴書、年収、嗜好情報、身体情報など、秘匿性の高い個人情報が漏洩した場合、賠償金の大額アップの可能性もあります。</p> <p>●損害賠償金 1億円 ●弁護士費用 1,400万円<sup>※2</sup></p> <p>合計 1億1,400万円</p> <p>※2 旧「日本弁護士連合会弁護士報酬等基準」を参考</p> <p>合計 1億5,400万円</p>

## 想定される個人情報漏洩の事例

### サイバー攻撃

標的型メール攻撃を受け、顧客の個人情報が漏洩してしまった。



### 情報の持出し

取引先から預かった個人情報の入ったファイルを、従業員が不正に持ち出して第三者に売ってしまった。



### メール誤送信

顧客情報が記載されたデータファイルを、誤って外部にメール送信してしまった。



### 情報の盗難

営業中に車上荒しにあい、個人情報の入ったパソコンが盗まれてしまった。



## 貴社が管理される個人情報についてお聞かせください

- 何件ぐらいの個人情報を保有されていますか?
- どのような内容の個人情報を保有されていますか?
- 個人情報にアクセスすることができる人は限られていますか?
- 従業員が個人情報を社外に持ち出すことはありますか?
- 個人情報の取扱いに関する従業員教育は行われていますか?
- 業務を第三者に委託することはありますか?
- お取引先から個人情報を預りすることはありますか?

もし個人情報が漏洩してしまったら…  
個人情報漏洩保険が適切なソリューションをご提供いたします!

# 個人情報漏洩保険の補償イメージ

個人情報漏洩保険なら、トリプルステップでトータルに企業をサポート!



※「発覚」とは、個人情報漏洩について次のいずれか早い時をいいます。①第三者から被保険者に対して最初に通報された時 ②被保険者が最初に個人情報漏洩を認識した時(ただし、故意または過失により個人情報漏洩を生じせしめた者が認識した時を除きます。)  
③新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により最初に報道された時 ④インターネット掲示板への書き込み等第三者により最初に公表された時 ⑤被保険者が弊社に書面で通知し、弊社がそれを承認した時

**個人情報漏洩が発覚した時点からサポートがスタートします。**

## STEP1 第一のサポート

漏洩事故が起きた場合、初期対応が重要です。

## STEP2 第二のサポート

事故後の対応には高額の費用が発生します。

## STEP3 第三のサポート

損害賠償金や弁護士費用など十分な備えが必要です。

### 危機管理コンサルティング費用補償

漏洩発覚時には、初期対応を効果的に行うためにコンサルティングサービスを利用するのにあたり、発覚後180日以内に要した費用を補償します。危機管理コンサルティングの目的は、事故時に関係者に対して迅速かつ確に初期対応を行うためのアドバイスを提供することで、企業イメージを含めた貴社の損失を最小化することです。  
(注)危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。

#### コンサルティング例

#### 事故情報の収集

事故が起きてしまったら、まずは正確な状況をスピーディーに確認する必要があります。何が必要で、どこがポイントか、経験を基にアドバイスします。

#### 行政対応

監督官庁に対する報告書作成をサポートします。

#### 被害者対応

被害者に対するお詫び文の書き方などに対するコンサルティングをします。

#### 公表対応

自社ホームページ上での適切な事実説明や経過報告のコンサルティングに加え、謝罪広告を出すべきか、記者会見を開くべきかなどのアドバイスをします。

### 危機管理実行費用補償

危機管理コンサルティングに基づいて漏洩発覚後に関係者への対応を実行するため、発覚後180日以内に要した次の費用を補償します。

#### 「発動の要件」

- 公的機関(官公庁・警察など)への文書による届出または報告
- マスコミ・インターネット等の媒体による報道

#### コンサルティングの結果

#### 漏洩事故の対応費用

- 弁護士相談費用<sup>\*1</sup>
- 事故原因を調査するための費用
- コールセンターへの委託や電話回線の増設にかかる費用
- 新聞への謝罪広告掲載費用
- 記者会見を開催するための費用
- 人件費<sup>\*2</sup>
- お詫び状の作成・送付にかかる費用
- 見舞金・見舞品費用<sup>\*3</sup>
- 見舞金・見舞品送付費用

\*1:「弁護士相談費用」は、顧問弁護士・社内弁護士に対して定期的に支払われる報酬分は補償の対象となりません。

\*2:「人件費」は、事故対応により生じる従業員の超過勤務手当、交通費または宿泊費が対象になります。

\*3:「見舞金・見舞品費用」は1被害者につき500円を限度にお支払いします。

### 賠償金・争訟費用補償

被害者から感謝料などを損害賠償請求された場合、または委託元から損害賠償請求(求償)された場合に、次の損害賠償金および争訟費用(弁護士費用、裁判所出頭費用等)を補償します。

#### 損害賠償請求に発展したら

#### 損害賠償金

裁判所による判決または被害者との和解に基づいて支払う法律上の損害賠償金

#### 争訟費用

損害賠償請求された場合に要する、弁護士費用・裁判所出頭費用等

#### 「個人情報を受託することによる求償リスク」

委託元であるお取引先から受託した個人情報を漏洩させてしまった場合、直接被害者対応をするのはお取引先になります。お取引先が負担した被害者への損害賠償金や事故対応した費用について請求(求償)されることがあります。このように求償損害も補償の対象となります。

解決へ

「個人情報漏洩保険」なら

# 個人情報漏洩保険の特長

## 1 危機管理コンサルティングのご案内

個人情報漏洩が発生した際の、被害者・マスコミ・行政などへの対応について、コンサルティングをご案内いたします。万一、漏洩事故が発覚した場合に適切な初期対応を行うことで賠償リスクを軽減します。

(注)危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。

## 2 マイナンバーの漏洩に対応

2016年1月より利用が開始されたマイナンバーを「個人識別符号」として個人情報に加えています。これによりマイナンバーのみが漏洩した場合であっても補償の対象となります。

(※)従業員のマイナンバー等の個人情報も補償の対象となります。

## 3 委託元からの求償もサブリミット<sup>(注)</sup>なしで補償するので安心です!

貴社が委託元から個人情報の委託を受けた場合、預った個人情報の漏洩による委託元からの高額な賠償請求(求償)も補償の対象となります。このような委託元からの求償損害でもサブリミット(注)なしで支払限度額まで保険金をお支払いします。

(注)サブリミットとは特定の危険に対して通常の支払限度額より低い金額で設定される支払限度額のことをいいます。

## 4 従業員の不正行為による漏洩、委託先での漏洩も補償

従業員による個人情報の不正な持出しなどによる漏洩、業務委託先での漏洩であっても補償の対象となります。

(注)役員の不正行為による漏洩は補償の対象となりません。

## 5 日本国外での漏洩にも対応

日本国内での業務のために使用している海外のサーバーからの個人情報漏洩や、海外へ出張中の個人情報漏洩も補償の対象となります。

(ただし、海外での業務に起因する場合、または日本国外でなされた損害賠償請求は補償の対象にはなりません。)

## 6 不正アクセスなどのサイバー攻撃に起因する漏洩も補償

特約をセットすることで、不正アクセスなどのサイバー攻撃を受けた場合またはその疑いがある場合に、デジタル・フォレンジック費用(サイバー攻撃を受けた端末を調査するための費用等)などを補償できます。

### 情報管理体制の無料診断サービスについて

弊社では、簡単なチェックで企業の個人情報管理体制を診断できる「個人情報管理簡易診断サービス(PIP-RAS)」、情報セキュリティ体制を診断できる「情報セキュリティ簡易診断サービス」をご用意しています。個人情報を守るためにまずは自社の情報管理体制の現状を知ることが大切です。ぜひ、お試しください。

# オプション特約のご説明

## さらに充実のオプションで強力にバックアップ!!!



預かった機密情報を漏洩してしまったときに!

### 企業情報漏洩特約

被保険者が営業秘密等の企業情報を漏洩したことによって、取引先などの第三者に損害を与えてしまった場合の損害賠償責任を補償します。



高まるサイバー攻撃の脅威に対応!

### サイバー攻撃対応費用特約

コンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのサイバー攻撃に対して、被害状況の把握、証拠保全、被害拡大防止などの初期対応に要した費用を補償します。



クレジットカード情報の流出が心配!

### クレジットカード番号等不正使用賠償責任特約

クレジットカード番号、口座番号等が漏洩し、それらの番号が不正に使用されたことによって会員などに発生した経済的損害について、損害賠償請求された場合の損害賠償責任を補償します。



漏洩事故の際にかかる高額の費用が心配!

### 危機管理コンサルティング費用倍額支払特約

危機管理コンサルティング費用特約の支払限度額は500万円ですが、この特約をセットすることで支払限度額を1,000万円に増額することができます。



漏洩事故の際にかかる高額の費用が心配!

### 危機管理実行費用倍額支払特約

危機管理実行費用特約の支払限度額は基本契約(個人情報漏洩特約)の10%または5,000万円のいずれか低い金額ですが、この特約をセットすることで支払限度額を2倍(個人情報漏洩特約の20%または1億円のいずれか低い金額)に増額することができます。



会社が負担する費用を抑えたい!

### 危機管理実行費用の自己負担割合不適用特約

危機管理実行費用特約においては、自己負担割合10%が適用されますが、この特約をセットすることで自己負担割合を0%(なし)にできます。



派遣先での漏洩事故にも備えたい!

### 労働者派遣事業賠償責任特約

被保険者が労働者派遣事業者の場合で、派遣労働者が派遣先で個人情報を漏洩した場合の損害賠償責任を補償します。

(注)この特約をセットしても「特許等知的財産権特約」、「企業情報漏洩特約」および「クレジットカード番号等不正使用賠償責任特約」でお支払いの対象となる損害は補償できません。



第三者の知的財産権を侵害してしまったときの補償

### 特許等知的財産権特約

被保険者のサービスや販売した商品などが思わぬところで第三者の知的財産権を侵害してしまった場合の損害賠償責任を補償します。

(注)裁判外の和解(いわゆる示談)によるものは補償の対象にはなりません。

FEATURE

# ご注意事項

## ご契約時にご注意いただくこと

### ご契約にあたって

- ◆保険料は貴社の業務の内容、直近会計年度(1年間)の売上高等により算出します。
  - ◆お見積もりにあたっては、次のいずれかの書類の写をご用意ください。
    - ①直近会計年度(1年間)の損益計算書
    - ②直近会計年度(1年間)の青色申告決算書
    - ③直近会計年度(1年間)の法人事業概況説明書
  - ◆質問書およびリスク診断シートをご提出いただく場合があります。
- など

### 告知義務

ご契約者または被保険者になる方には、ご契約を締結いただく際、申込書記載事項(保険契約申込書およびご契約の締結にあたってご提出いただく付属書類の記載事項をいいます。)について、弊社に事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。特に申込書で※を表示した項目への記載はご注意ください。告知義務の対象となる主な項目は、次のとおりです。

#### 主な告知事項

- ①保険の対象業務の内容
- ②保険料の算出基礎(売上高、人数、医療機関の病床数など)
- ③同様の補償を提供する他の保険契約(共済を含みます。)の有無とその内容

なお、故意または重大な過失により、申込書記載事項について弊社に知っている事実を告げなかった場合や事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

## ご契約後にご注意いただくこと

### 通知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約の後、通知事項(申込書記載事項のうち、通知義務の対象として保険証券に※を表示した項目をいいます。ただし、同様の補償を提供する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容を除きます。)に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、変更の承認請求を行っていただく義務(通知義務)があります(事前に変更の事実を確認できない場合は、遅滞なく、ご連絡いただく義務があります)。通知義務の対象となる主な項目は、次のとおりです。

#### 主な通知事項

- ①保険の対象業務の内容
- ②保険料の算出基礎(売上高、人数、医療機関の病床数など)

弊社では、ご通知いただいた内容に基づき、ご契約の変更承認を行います。この場合、保険料の返還または追加請求をさせていただく場合があります。追加保険料が発生する場合は、契約内容の変更と同時に払い込みください。追加保険料が払い込まれない場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

なお、通知事項にかかる変更のご連絡がない場合や遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などにおいては、ご契約を解除させていただくことがあります。

## その他

### 告知・通知の受領権および契約締結の代理権

弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結にあたり、告知・通知を受領する権限および保険契約締結の代理権を有しています。

# 保険金のお支払いまでの流れについてのご案内

## 個人情報漏洩が発覚した場合

個人情報漏洩が発覚した場合は、個人情報漏洩の状況(漏洩した日時、原因、個人情報の件数・内容、漏洩が発覚した日時・態様など)を、損害賠償請求された場合はその内容(損害賠償請求された日、損害賠償請求者の氏名、損害賠償請求の理由、損害賠償請求額など)を、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は予想されるその内容を、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の発生および拡大の防止に必要な手段を講じるとともに、他人に損害賠償請求・求償することができる場合には、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。なお、損害賠償請求との間で損害賠償額などを決定(示談)される場合、その他費用を支出される場合には、事前に弊社の書面による同意が必要です。

正当な理由がなくこれらの手続きを怠った場合には、それによって弊社が被った損害の額および発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額などを差し引いて保険金をお支払いします。

## 保険金のお支払いまでの流れ

個人情報漏洩の発覚から保険金のお支払いまでの一般的な流れは以下のとおりです。

なお、お客さまのご契約内容、個人情報漏洩の状況によっては異なる流れとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### Step1 個人情報漏洩の発覚のご連絡など【お客さまに行っていただくこと】

- 個人情報漏洩が発覚した場合または損害賠償請求された場合は、まずは損害の拡大の防止に努めてください。また、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は、損害の発生の防止に努めてください。
- 個人情報漏洩の状況(漏洩した日時、原因、個人情報の件数・内容、漏洩が発覚した日時・態様など)を取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- 損害賠償請求された場合は損害賠償請求の内容、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は、予想される損害賠償請求の内容について、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- 他人に損害賠償請求・求償することができる場合は、権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。

### 事故対応についてのアドバイス、必要書類のご案内【弊社が行うこと】

- お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
- 今後の対応についてアドバイスをさせていただきます。
- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

※個人情報漏洩の内容を確認のうえ、危機管理コンサルティングサービスをご案内します。

### Step2 必要書類のご手配・ご提出【お客さまに行っていただくこと】

- 損害賠償責任およびその損害額を証明する書類など、保険金請求に必要な書類をご用意いただき、弊社にご提出いただけます。

### Step3 相手方との示談【お客さまに行っていただくこと】

- 弊社は損害賠償請求者との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、示談の進め方や示談内容等について、アドバイスをさせていただきます。示談交渉はお客さまご自身で進めていただきます。
- 損害賠償請求者(被害者など)との間で損害賠償額などを決定(示談)される場合、その他費用を支出される場合には、事前に弊社の書面による同意が必要です。

### ご請求内容の確認【弊社が行うこと】

- 保険金をお支払いするために必要な確認をします。
- ご提出いただいた書類をもとに、お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

### Step4 保険金のお受取り【お客さまに行っていただくこと】

- お支払金額、お支払先などをお客さまへ書面でご案内いたしますので、ご確認をお願いします。

# 個人情報漏洩保険の概要 その1

※被保険者については、このパンフレットのP2をご確認ください。

補 償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	支払限度額・自己負担額など (注)支払限度額は、すべて1請求・保険期間中の支払限度額です。	保険金をお支払いできない主な場合 (免責事由)
個人情報漏洩特約	<p>日本国内で行う保険の対象業務に係わり所有、使用または管理する個人情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。</p> <p>【「個人情報」の定義】 P1「個人情報」の定義のとおりです。</p> <p>【「対象業務」の定義】 保険契約者および保険証券記載の子会社が行う業務をいいます。 (この保険では、「対象業務」はすべてこの定義に従います。)</p> <p>【「個人情報漏洩」の定義】 P1「個人情報漏洩」の定義のとおりです。</p>	<p>○損害賠償金 被保険者に対する判決または意を得て承認した和解に基づき支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。</p> <p>○争訟費用 損害賠償請求に関する調査、保険者が負担した合理的な報酬および費用には、損害賠償費用が証人として裁判所に出す。 (※)被保険者自身の内部諸経費および時間費用は含まれません。</p>	<p>弊社が被保険者もしくは保険契約者の同意で承認した和解に基づいて支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。</p> <p>防御、査定、和解および上訴において、被保険者に支払うべき費用をいいます。 請求に関して、代表者、役員等または従業員が証人として裁判所に出す。 経費および時間費用は含まれません。</p>	<p>○ご契約時に設定いただく支払限度額、自己負担額(免責金額)、自己負担割合(注)が適用されます。 (注)自己負担割合は、被保険者にご負担いただく一定の割合をいいます。</p> <p>○見舞金・見舞品費用に起因する損害賠償金については、支払限度額の20%または1億円のいずれか低い金額を限度とします。</p> <p>○見舞金・見舞品費用に起因する損害賠償金については、1被害者に対して、500円を限度とします。</p> <p>○裁判所出頭費用は、1日につき、次の金額(定額)をお支払いします。 ①代表者、役員等 50,000円 ②従業員 25,000円 (注)裁判所出頭費用には自己負担額(免責金額)を適用しません。</p>
危機管理コンサルティング費用特約 (自動でセットされる特約)	<p>日本国内で行う保険の対象業務に係わり所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚(注)した場合に、被保険者が負担する危機管理コンサルティング費用に対して、保険金をお支払いします。 ※危機管理コンサルティング費用が発生した後に被保険者に賠償責任がないなど、この保険で補償の対象とならないことが判明した場合においても、判明した時までに発生した危機管理コンサルティング費用に限り、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に個人情報漏洩が発覚した場合に保険の対象となります。</p> <p>(注)発覚とは、個人情報漏洩について次のいずれか早い時をいいます。 ①第三者から被保険者に対して最初に通報された時 ②被保険者が最初に個人情報漏洩を認識した時(ただし、故意または過失により個人情報漏洩を生じせしめた者が認識した時を除きます。) ③新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により最初に報道された時 ④インターネット掲示板への書き込み等第三者により最初に公表された時 ⑤被保険者が当会社に書面で通知し、弊社がそれを承認した時</p>	<p>○危機管理コンサルティング費用 弊社が承認した危機管理コンサルティング費用による悪影響を管理および最小化する目的で日本国内で被保険者に提供する危機管理サービスが必要と認めたものをいいます。</p> <p>【補償の対象とならない費用】 ①原因調査または事実確認 ②見舞金・見舞品費用 ③お詫び広告掲載費用、郵券 ④漏洩した個人情報の回収 ⑤法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用 ⑥争訟に要する費用(弁護士 ⑦記者会見の開催に要する ⑧第三者からの強要金 ⑨被保険者的人件費その他</p>	<p>用 サルティング機関が、個人情報漏洩の発覚による悪影響を管理および最小化する目的で日本国内で被保険者に提供する危機管理サービスが必要と認めたものをいいます。</p> <p>【要した費用】 代等の臨時に発生した費用に要する費用 負担することによって被る費用 報酬を含みます。</p> <p>費用 一般管理費</p>	<p>○この特約の支払限度額は、500万円です。 (※)この特約で支払う保険金は、個人情報漏洩特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算して個人情報漏洩特約の支払限度額内でお支払いします。</p> <p>○個人情報漏洩の発覚から180日以内に発生した危機管理コンサルティング費用が補償の対象です。</p> <p>○自己負担額(免責金額)および自己負担割合を適用しません。</p>
危機管理実行費用特約 (オプション特約)	<p>日本国内で行う保険の対象業務に係わり所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚(注)した場合に、被保険者が負担する危機管理実行費用に対して、保険金をお支払いします。 ただし、次のいずれかの要件が満たされることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者が、個人情報漏洩について公的機関(所管する行政機関その他これらに準じると弊社が認めた機関)に対して文書により届出または報告すること。</li> <li>●新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体により個人情報漏洩が報道されること。</li> </ul> <p>※保険期間中に個人情報漏洩が発覚した場合に保険の対象となります。</p> <p>(注)危機管理コンサルティング費用特約の「発覚」の定義に従います。</p>	<p>○危機管理実行費用 弊社が承認した危機管理コンサルティング費用の直接の結果として、被保険者が個人情報漏洩の発覚による悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次と認めたものをいいます。</p> <p>①弁護士相談費用(注) (注)顧問弁護士・社内弁護士 費用の対象となりません。</p> <p>②原因調査費用</p> <p>③従業員の超過勤務手当、交通費</p> <p>④電話回線の増設費用、無料データ会社に委託する費用</p> <p>⑤お詫び状の作成・送付費用</p> <p>⑥見舞金・見舞品費用(1被害者)</p> <p>⑦見舞金・見舞品送付費用</p> <p>⑧新聞に謝罪広告を掲載する</p> <p>⑨記者会見の開催に要する</p>	<p>サルティング機関による危機管理サービスの結果として、被保険者が個人情報漏洩の発覚による悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次と認めたものをいいます。</p> <p>に対して定期的に支払われる報酬分は補通費または宿泊費 通話電話の使用料・通話料、コールセン</p> <p>につき500円を限度)</p> <p>費用 費用</p>	<p>○この特約の支払限度額は、5,000万円または個人情報漏洩特約の支払限度額の10%のいずれか低い金額です。 (※)この特約で支払う保険金は、個人情報漏洩特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算して個人情報漏洩特約の支払限度額内でお支払いします。</p> <p>○個人情報漏洩の発覚から180日以内に発生した危機管理実行費用が補償の対象です。</p> <p>○10%の自己負担割合が適用されます。</p> <p>【支払例】 損害の額:500万円 自己負担割合:10% 支払保険金 =500万円×(100%-10%) =450万円 ○自己負担額(免責金額)を適用しません。</p>
危機管理コンサルティング費用倍額支払特約 (オプション特約)	危機管理コンサルティング費用特約の支払限度額を倍額(1,000万円)とします。 ※補償内容等については、危機管理コンサルティング費用特約をご確認ください。	危機管理コンサルティング費用	特約と同じです。	危機管理コンサルティング費用特約の支払限度額は、1,000万円となります。 その他については、危機管理コンサルティング費用特約と同じです。
危機管理実行費用倍額支払特約 (オプション特約)	危機管理実行費用特約の支払限度額を倍額とします。 ※補償内容等については、危機管理実行費用特約をご確認ください。	危機管理実行費用特約と同じ	です。	危機管理実行費用特約の支払限度額は、1億円または個人情報漏洩特約の支払限度額の20%のいずれか低い金額となります。 その他については、危機管理実行費用特約と同じです。
危機管理実行費用の自己負担割合不適用特約 (オプション特約)	危機管理実行費用特約では、10%の自己負担割合を適用しますが、この特約をセットすることで10%の自己負担割合を適用しません。 ※補償内容等については、危機管理実行費用特約をご確認ください。	危機管理実行費用特約と同じ	です。	危機管理実行費用特約において、自己負担割合を適用しません。 その他については、危機管理実行費用特約と同じです。
クレジットカード番号等不正使用賠償責任特約 (オプション特約)	クレジットカード番号、口座番号等が漏洩し、それらの番号が不正に使用されたことによって経済的損失が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。	個人情報漏洩特約と同じです。		個人情報漏洩特約と同じです。 (※)この特約で支払う保険金は、個人情報漏洩特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算して個人情報漏洩特約の支払限度額内でお支払いします。
労働者派遣事業賠償責任特約 (オプション特約)	被保険者が労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為により、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。	個人情報漏洩特約、危機管理コンサルティング費用特約(セッタする危機管理コンサルティング	ンサルティング費用特約ならびに、危機管理実行費用特約(セッタする危機管理コンサルティング	個人情報漏洩特約と同じです。 (※)この特約で支払う保険金は、個人情報漏洩特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算して個人情報漏洩特約の支払限度額内でお支払いします。

# 個人情報漏洩保険の概要 その2

補 償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	支払限度額・自己負担額など (注)支払限度額は、すべて1請求・保険期間中の支払限度額です。	保険金をお支払いできない主な場合 (免責事由)
企業情報漏洩 特約 (オプション特約)	<p>日本国内で行う保険の対象業務に係わり所有、使用または管理する企業情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。</p> <p>【「企業情報」の定義】</p> <p>個人情報以外の対象業務に係る情報をいいます。</p> <p>【「企業情報漏洩」の定義】</p> <p>企業情報の漏洩(企業情報を含んだ媒体の紛失または盗難により漏洩したおそれのある場合を含みます。)をいいます(ただし、刑事告発および公益通報を除きます)。</p> <p>(注)この特約では、危機管理コンサルティング費用特約および危機管理実行費用特約の適用はありません。</p>	<p>○損害賠償金</p> <p>①被保険者に対する判決に基づいて、被保険者が第三者に対して支払うべき法律上の損害賠償金</p> <p>②被保険者が第三者に対して支払うべき法律上の損害賠償金として弊社が認定した金額。ただし、損害賠償金の額およびその合理性について客観的に確認できる資料などの情報を被保険者にご提出いただくことが条件となります。</p> <p>○争訟費用</p> <p>損害賠償請求に関する調査、防御、査定、和解および上訴において、被保険者が負担した合理的な報酬および費用をいいます。</p> <p>また、争訟費用には、損害賠償請求に関して、代表者、役員等または従業員が証人として裁判所に出頭した場合の裁判所出頭費用を含みます。</p> <p>(※)被保険者自身の内部諸経費および時間費用は含まれません。</p>	<p>○この特約の支払限度額は、ご契約者のご希望により、次のいずれかで設定します。</p> <p>①1,000円 ②3,000円 ③個人情報漏洩特約の支払限度額と同額</p> <p>(※)この特約で支払う保険金は、個人情報漏洩特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算して個人情報漏洩特約の支払限度額内でお支払いします。</p> <p>○裁判所出頭費用は、1日につき、次の金額(定額)をお支払いします。</p> <p>①代表者、役員等 50,000円 ②従業員 25,000円</p> <p>○自己負担額(免責金額)および自己負担割合を適用しません。</p>	<p>主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者役員の犯罪行為または故意 ②身体の障害 ③財物の損壊(ただし、財物の紛失または盗難に起因して企業情報漏洩が生じた場合は補償の対象となります) ④契約上加重された責任・保証(損害賠償の予定を含みます) ⑤親会社または子会社からの損害賠償請求(ただし、親会社または子会社に対して第三者からなされた損害賠償請求の求償分については、補償の対象となります) ⑥被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと。 ⑦被保険者の支払不能または倒産 ⑧他の被保険者からの損害賠償請求 ⑨被保険者役員が第三者に企業情報を提供し、または企業情報の取扱いを委託したことが企業情報漏洩に該当するとしてなされた損害賠償請求 ⑩被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為(※)労働者派遣事業賠償責任特約をセットしても補償できません ⑪クレジットカード番号、口座番号等が漏洩し、それらの番号が不正に使用されたことによって生じた経済的損失 (※)クレジットカード番号等不正使用賠償責任特約をセットしても補償できません ⑫保険証券記載の遅延日前に発覚した企業情報漏洩 ⑬日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求、または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求 ⑭株主代表訴訟 ⑮回収および廃棄に伴う費用 ⑯戦争・テロ行為等</p> <p>など</p>
特許等知的 財産権特約 (オプション特約)	<p>日本国内で行う保険の対象業務に係わり、第三者の知的財産権を侵害したとして、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。</p> <p>【「知的財産権侵害」の定義】</p> <p>次の知的財産権に対する侵害、ならびに不正競争防止法に規定する周知表示混同起り行為、著名表示冒用行為および形態模倣商品発布行為をいいます。</p> <p>①特許権 ②実用新案権 ③商標権 ④著作権(著作者人格権および著作隣接権を含みます。) ⑤意匠権 ⑥種苗法に基づく育成者権 ⑦回路配置利用権</p> <p>(※)この特約では、危機管理コンサルティング費用特約および危機管理実行費用特約の適用はありません。</p>	<p>○損害賠償金</p> <p>被保険者に対する判決、仲裁機関等の公的な裁定機関(認証ADR機関)における仲裁判断、弊社が承認した裁判上の和解もしくは調停、または弊社が承認した認証ADR機関における調停等に基づいて、被保険者が第三者に対して支払うべき法律上の損害賠償金または返還すべき不当利得をいいます。</p> <p>(※)知的財産権の成立前の行為に対する補償金は含まれません。</p> <p>○争訟費用</p> <p>損害賠償請求に関する調査、防御、査定、和解および上訴において、被保険者が負担した合理的な報酬および費用をいいます。</p> <p>また、争訟費用には、損害賠償請求に関して、代表者、役員等または従業員が証人として裁判所に出頭した場合の裁判所出頭費用を含みます。</p> <p>(※)被保険者自身の内部諸経費および時間費用は含まれません。</p>	<p>○この特約の支払限度額は、ご契約者のご希望により、次のいずれかで設定します。</p> <p>①1,000円 ②3,000円 ③個人情報漏洩特約の支払限度額と同額</p> <p>(※)この特約で支払う保険金は、個人情報漏洩特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算して個人情報漏洩特約の支払限度額内でお支払いします。</p> <p>○裁判所出頭費用は、1日につき、次の金額(定額)をお支払いします。</p> <p>①代表者、役員等 50,000円 ②従業員 25,000円</p> <p>○自己負担額(免責金額)および自己負担割合を適用しません。</p>	<p>主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①身体の障害、財物の損壊 ②契約上加重された責任・保証(損害賠償の予定を含みます) ③被保険者の支払不能または倒産 ④被保険者の犯罪行為または故意 ⑤保険期間の開始日以前になされた損害賠償請求 ⑥初年度特約開始日において、被保険者が損害賠償請求がなされることを合理的に予想できた事由に起因する損害賠償請求 ⑦日本国外における知的財産権侵害 ⑧日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求、または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求 ⑨株主代表訴訟 ⑩親会社または子会社からの損害賠償請求(ただし、親会社または子会社に対して第三者からなされた損害賠償請求の求償分については、補償の対象となります) ⑪被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと。 ⑫他の被保険者からの損害賠償請求 ⑬被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為(※)労働者派遣事業賠償責任特約をセットしても補償できません ⑭被保険者による使用許諾契約違反 ⑮ソフトウェアの組織内違法コピー(複製) ⑯回収および廃棄に伴う費用および差止などの命令、許可および合意を実行するのに要する費用など ⑰戦争・テロ行為等</p> <p>など</p>
サイバー攻撃 対応費用特約 (オプション特約)	<p>保険期間中に保険契約者または子会社(注1)が所有または使用するコンピュータシステムに対するセキュリティ事故が発覚(注2)した場合に、被保険者に対し損害賠償請求がなされることを防止するために被保険者が負担するサイバー攻撃対応費用に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)保険証券に記載された子会社をいいます。</p> <p>(注2)セキュリティ事故の発覚とは、次の①または②のいずれかをいいます。なお、これらいずれかのことが最初になされた時を発覚の時とします。</p> <p>①セキュリティ事故の発生または発生のおそれがあることについて、次のことがなされたこと</p> <p>(1)第三者から被保険者に対する通報または報告。公的機関またはセキュリティ運用管理会社、クレジットカード会社、決裁代行会社等から通報または報告があった場合など、セキュリティ事故の発生が合理的に推察できる場合に限ります。</p> <p>(2)新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる報道</p> <p>②被保険者がセキュリティ事故の発生または発生のおそれがあることを知り、次のいずれかの対応を行ったこと</p> <p>(1)ホームページ・新聞・テレビなどでの公表 (2)不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づく公的機関に対する援助の依頼の申出 (3)警察署への被害届の提出</p> <p>【「セキュリティ事故」の定義】</p> <p>コンピュータシステムに対する不正アクセス・不正使用、DoS攻撃、または悪性コードの送付をいいます。</p>	<p>○サイバー攻撃対応費用</p> <p>サイバー攻撃対応コンサルティング(注)に対して、被保険者が支払う報酬で、弊社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。</p> <p>(注)サイバー攻撃対応コンサルティングとは、弊社が承認するセキュリティコンサルティング機関が、セキュリティ事故の悪影響を管理および最小化する目的で被保険者に提供する次のセキュリティコンサルティングサービスをいいます。</p> <p>①セキュリティ事故の被害状況の把握 ②セキュリティ事故の証拠保全および被害拡大防止対応 ③②の結果保全された証拠の調査</p>	<p>○この特約の支払限度額は、1,500万円です。</p> <p>(注)ただし、個人情報漏洩特約の支払限度額を限度とします。</p> <p>(※)この特約で支払う保険金は、個人情報漏洩特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算して個人情報漏洩特約の支払限度額内でお支払いとなります。</p> <p>○自己負担額(免責金額)および自己負担割合を適用しません。</p> <p>○セキュリティ事故の発覚から90日以内に実施されたサイバー攻撃対応コンサルティングに対して支払われるサイバー攻撃対応費用が補償の対象となります。</p> <p>○通知いただいたセキュリティ事故が発覚した日より60日以内に発覚したすべての事故は、通知いただいた事故と同日に発覚したものとみなします。</p> <p>○この特約のほかに「危機管理コンサルティング費用特約」または「危機管理実行費用特約」のご契約をされている場合には、発生した事故および損害の内容によってはそれぞれの特約で重複して補償の対象となる可能性がありますが、重複しては保険金をお支払いしません。</p>	<p>次の事由によって生じたサイバー攻撃対応費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者役員の犯罪行為または故意に起因するセキュリティ事故 ②保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故 ③財物の損壊に起因するセキュリティ事故 ④戦争・テロ行為等に起因するセキュリティ事故</p> <p>など</p>